①都道府	②市町村	0 就学援助制度問い合わせ先（広報用）					I 就学援助制度の実施について																	
							1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助制度の申請書の配布方法							
							（1）貴市区町村における就学援助制度の周知方法										（1）貴市区町村における就学援助制度の申請書の配布方法							
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載	エ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ．各学校に対して制度を書面で周知	キ．教職員向け説明会を実施	ク．保護者向け説明会を実施	ケ．その他（内容を1．（2）に記入）	（2）（1）でケに○をした場合、その内容	ア．各学校で制度案内を配付後、希望者に各学校から申請書を配布	イ．各学校で制度案内を配付後、希望者に教育委員会から申請書を配布	ウ．各学校で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	エ．教育委員会で全児童生徒もしくは保護者に申請書を配付	オ．制度案内等は行わず、各学校で希望者に対して申請書を配付	カ．制度案内等は行わず、教育委員会で希望者に対して申請書を配付	キ．その他（内容を2．（2）に記入してください。）	（2）（1）でキに○した場合、その内容
該当団体	25	25	25	25	25	1	23	16	10	16	13	18	4	2	5	5	19	7	0	2	3	0	4	4
栃木県	宇都宮市	教育委員会事務局学校管理課	028-632-2724	u4609@city.utsunomiya.tochigi.jp	http://www.sity.utsunomiya.tochigi.jp/		○	○	○	○	○	○	○				○							
栃木県	足利市	足利市教育委員会事務局　学校管理課	0284-20-2221	gakukan@city.ashikaga.lg.jp	http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/		○	○	○	○	○	○		○			○							
栃木県	栃木市	教育委員会事務局　教育部　教育総務課	0282-21-2462	kyoumu@city.tochigi.lg.jp	http://www.city.tochigi.lg.jp/		○	○	○	○	○	○					○	○					○	市ウェブサイトにて申請書のダウンロードが可能
栃木県	佐野市	佐野市教育委員会学校教育課	0283-20-3107	gakkoukyouiku@city.sano.lg.jp	http://www.city.sano.lg.jp/komoku/manabu/02/06.html		○	○		○	○						○	○						
栃木県	鹿沼市	教育委員会事務局	0289-63-2239	kyoiku@city.kanuma.lg.jp	http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0036/info-0000000290-0.html		○	○		○		○					○							
栃木県	日光市	学校教育課学校教育係	0288-21-5167	gakkou-kyouiku@city.nikko.jp	http://www.city.nikko.lg.jp		○	○		○	○	○	○	○			○	○						
栃木県	小山市	小山市教育委員会　教育総務課	0285-22-9690	d-kyosoumu@city.oyama.lg.jp	http://www.city.oyama.tochigi.jp/		○	○	○			○					○							
栃木県	真岡市	栃木県真岡市学校教育課	0285-83-8180	gakkoukyouiku@city.moka.lg.jp	http://www.moka-tcg.ed.jp/kyouiku.01/%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E6%8F%B4%E5%8A%A9%E3%81%AE%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B/		○			○	○	○					○							
栃木県	大田原市	教育委員会事務局教育部学校教育課	0287-98-7114	gakkou-kyouiku@city.ohtawara.tochigi.jp	http://www.city.ohtawara.tochigi.jp/					○	○	○					○							
栃木県	矢板市	教育委員会事務局教育部教育総務課	0287-43-6217	kyouiku@city.yaita.tichigi.jp	http://www.city.yaita.tochigi.jp/		○	○		○	○	○					○							
栃木県	那須塩原市	那須塩原市教育委員会事務局　学校教育課　学校支援教職員係	0287-37-5289	gakkou@city.nasushiobara.lg.jp	http://www.city.nasushiobara.lg.jp/		○	○		○							○							
栃木県	さくら市	さくら市教育委員会事務局　学校教育課　学校教育係	028-686-6620	gakukyo@city.tochigi-sakura.lg.jp	http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/site/kosodate/nyugaku.html		○	○	○	○		○					○							
栃木県	那須烏山市	那須烏山市教育委員会事務局学校教育課	0287-88-6222	gakkohkyohiku@city.nasukarasuyama.lg.jp	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp		○				○	○					○	○					○	ホームページ上に申請書のPDFデータを添付し、保護者がダウンロードして印刷する。
栃木県	下野市	下野市教育委員会　学校教育課	0285-32-8918	gakkoukyouiku@city.shimotsuke.lg.jp	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0511/info-0000001358-3.html		○	○				○			○	・地区の民生委員や学校の先生が、援助の必要があると思われる家庭に対して、教育委員会に連絡するよう保護者に話をしている。 ・就学時健康診断の際に書類を配布。		○						
栃木県	益子町	益子町教育委員会学校教育課	0285-72-8862	gatukou@town.mashiko.lg.jp	http://www.town.mashiko.tochigi.jp/			○							○	町のホームページに制度を掲載、小学校の１日入学時に就学援助制度のお知らせを配布（２月頃）					○			
栃木県	茂木町	生涯学習課	0285-63-3337	syougai.gakusyu@town.motegi.tochigi.lg.jp	http://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/nextpage.php?cd=1672&syurui=2		○																○	各学校で制度を案内し、学校から希望者に申請書を配布。
栃木県	市貝町	こども未来課	0285-68-1119	kyouiku01@town.ichikai.tochigi.jp	http://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/top/top.aspx		○	○	○	○	○	○					○	○						
栃木県	芳賀町	教育委員会事務局こども育成課	028-677-1414	kodomo@town.haga.tochigi.jp	https://www.town.haga.tochigi.jp/kurashi/kosodate/kyouiku/shuugakuenjo.html		○					○									○			
栃木県	壬生町	壬生町教育委員会事務局学校教育課	0282-81-1870	kyoiku@mibu.ed.jp	http://www.mibu.ed.jp		○	○	○				○		○	・就学援助制度のお知らせについて全保護者に書類を配布 ・徴収金を滞納している保護者に学校より就学援助制度について周知				○				
栃木県	野木町	教育委員会事務局こども教育課	0280-57-4138	kodomokyouiku@town.nogi.lg.jp	http://www.town.nogi.lg.jp/page/page00459.html	http://www.nogikko-kirari.jp/page/page000011.html	○			○		○	○		○	就学時健康診断の際に、案内チラシを配布。	○	○					○	家庭訪問の際に配布。
栃木県	塩谷町	塩谷町教育委員会学校教育課	0287-48-7501	gakkou@town.shioya.tochigi.lg.jp	http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=9043		○														○			
栃木県	高根沢町	高根沢町教育委員会事務局　こどもみらい課　学校教育係	028-675-6466	gakkyou@town.takanezawa.tochigi.jp	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kosodate/kyoiku/nyugaku/enjo.html		○	○	○	○	○	○					○							
栃木県	那須町	学校教育課	0287-72-6922	gakyo@town.nasu.lg.jp	http://www.town.nasu.lg.jp/hp/page000001000/hpg000000906.htm		○			○	○						○							
栃木県	那珂川町	那珂川町教育委員会	0287-96-2114	gyoiku@town.tochigi-nakagawa.lg.jp	http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/		○		○			○			○	健康福祉課・子育て支援課に周知	○							
栃木県	上三川町	上三川町教育総務課学校教育係	0285-56-9156	kyouiku01@town.kaminokawa.lg.jp	http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/f_kyouikusoumu/school-assistance.htm		○	○	○	○	○	○					○			○				

①都道府	②市町村	Ⅱ　平成29年度準要保護認定基準																											
		（1）平成29年度における準要保護認定基準																			（2）（1）でソ，タ又はチに○をした場合，係数（倍率），基準根拠及び目安額				（3）（1）でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）及び目安額		（4）（1）でテに○をした場合，その他の基準の内容	（5）その他	
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の状態や、昼食、被服等が悪い者。学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ．その他	係数（倍率）	基準根拠 課税所得等の分類	基準根拠 基準額の時期	目安額（年額）	係数（倍率）	目安額（年額）			就学援助率
該当団体数	25	20	20	19	18	19	21	12	10	17	18	11	8	13	12	9	7	4	0	6	20	20	20	20	0	0	6	7	25
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	1.3	課税所得	その他	308			世帯員の失業，失踪，離婚，傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状態が悪化したため，学用品費等の負担が困難と認められる者	基準額の時期は，4年前の年度（平成25年4月） 目安額は，「持家あり（賃料なし）」の場合で算出	10%未満
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				1.1	課税所得	前年度	294					10%未満
栃木県	栃木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.2	課税所得	前年度	312			教育委員会が必要と認める者		10%未満
栃木県	佐野市																○				1.2	総所得（税引き前）	前年度	317					5%未満
栃木県	鹿沼市																○				1.3	課税所得	前年度	319					10%未満
栃木県	日光市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得（税引き前）	前々年度	360					10%未満
栃木県	小山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○			○	1	課税所得	当該年度	263			その他災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由があるものであること。		5%未満
栃木県	真岡市													○		○					1.2	課税所得	その他	295				【基準額の時期】平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準	10%未満
栃木県	大田原市		○				○										○				1.2	総所得（税引き前）	その他	272				【基準額の時期】平成25年8月の生活扶助基準見直し前の基準	10%未満
栃木県	矢板市	○	○	○		○	○			○	○				○		○				1	課税所得	前年度	217					10%未満
栃木県	那須塩原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○				○	1.3	課税所得	3年前の年度	301			・保護者及び同一の生計を営む者の申請時において算定されている直近の所得の総額が所得基準額未満の保護者。 ・失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に12を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた保護者。		10%未満
栃木県	さくら市	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1.3	課税所得	その他	300				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
栃木県	那須烏山市	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.2	総所得（税引き前）	前々年度	330					10%未満
栃木県	下野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○														5%未満
栃木県	益子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1	課税所得	その他	258				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	5%未満
栃木県	茂木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	前年度	304					5%未満
栃木県	市貝町	○					○							○															5%未満
栃木県	芳賀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														5%未満
栃木県	壬生町	○	○	○	○	○	○			○	○							○			1	課税所得	その他	245				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
栃木県	野木町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.1	課税所得	その他	255				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	5%未満
栃木県	塩谷町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.3	課税所得	当該年度	304			要保護者に準ずる程度に困窮し、就学援助を要すると教育委員会が認めた者。		10%未満
栃木県	高根沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得（税引き前）	前年度	440					10%未満
栃木県	那須町	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○							民生委員の調査により、援助が必要との所見が得られたもの。		10%未満
栃木県	那珂川町	○	○	○	○	○	○	○				○		○															10%未満
栃木県	上三川町															○					1.2	課税所得	前年度	293					5%未満

Ⅲ　平成29年度準要保護就学援助額

1．小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）項目毎の援助額

①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	25	1	1	0	5	6	5	20	20	0	1	1	0	4	4	4	21	20	0	6	6	0	1	1	1	1	0	0	17	17	0	8	8	8	1	0	0	11
栃木県	宇都宮市							○	11,420								○	40,600		○	15,600								○	24,700								・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価
栃木県	足利市							○	11,160								○	40,600		○	0											○	20,570	20,570				通学費については、平成28年度実績による。（実績なし）
栃木県	栃木市							○	11,420								○	40,600		○	0											○	21,490	21,490				通学費、医療費は予算計上単価。（通学費は交付費目にはあるが見込みなしのため、0円）
栃木県	佐野市							○	11,420								○	40,600											○	21,490								29年度予算単価
栃木県	鹿沼市							○	11,420								○	40,600		○	0								○	24,249								・支給平均額は平成28年度実績を使用 ・通学費は実績なし ・新入学学用品費は4月認定の児童生徒に限る
栃木県	日光市							○	11,420								○	40,600		○	23,000								○	25,000								
栃木県	小山市							○	11,420								○	40,600											○	20,880								
栃木県	真岡市							○	11,100								○	19,900											○	22,000								
栃木県	大田原市							○	11,420								○	40,600											○	21,490								
栃木県	矢板市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600							○	39,290	39,290							○	21,490	21,490				
栃木県	那須塩原市				○	11,420	11,420										○	40,600											○	28,000								支給平均額は、29年度予算に計上した単価
栃木県	さくら市							○	11,420								○	40,600														○	21,490	21,490				
栃木県	那須烏山市							○	11,420								○	20,470											○	23,000								修学旅行費は実費を支給する。
栃木県	下野市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
栃木県	益子町							○	11,420								○	40,600											○	22,000								
栃木県	茂木町							○	11,420								○	40,600											○	26,000								
栃木県	市貝町	○	11,420								○	40,600																	○	21,490								
栃木県	芳賀町							○	11,420								○	40,600											○	21,490								
栃木県	壬生町							○	11,420								○	40,600											○	23,760								・平成29年度予算に計上した単価 ・新入学児童生徒については、補正予算対応
栃木県	野木町							○	13,650								○	40,600											○	24,909								・通学用品費は学用品費と併せて支給（学用品費相当額11,420円、通学用品費相当額2,230円。） ・修学旅行費は平成28年度実績額。
栃木県	塩谷町				○	11,420	11,420							○	40,600	20,470																○	21,490	21,490				支給平均額は平成28年度実績。
栃木県	高根沢町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600																○	21,490	21,490				
栃木県	那須町							○	11,420								○	40,600		○	0								○	30,000								・通学費については、実費での支給対象費目だが、該当者がいなかったため実績なし。 ・修学旅行費については、平成29年度予算計上単価を記入。
栃木県	那珂川町							○	11,000								○	22,000											○	30,000								
栃木県	上三川町							○	11,420								○	40,600														○	30,000	26,293				

2. 中学校の就学援助の額の単価（一人当たり年間支給額）

①都道府県	②市町村	（1）費用毎の援助額																																				（2）補足事項　（1）でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
該当団体数	25	1	1	0	5	5	5	20	19	0	1	1	0	4	4	4	21	20	0	6	6	0	1	1	1	1	0	0	17	17	0	8	8	8	1	0	0	12
栃木県	宇都宮市							○	22,320								○	47,400		○	25,800								○	66,700								・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価
栃木県	足利市							○	22,200								○	47,400		○	57,480											○	56,570	56,570				通学費については、平成28年度実績による。
栃木県	栃木市							○	22,320								○	47,400		○	0											○	57,590	57,590				通学費は予算計上単価。（通学費は交付費目にはあるが見込みなし）
栃木県	佐野市							○	22,320								○	47,400											○	57,590								29年度予算単価
栃木県	鹿沼市							○	22,320								○	47,400		○	0								○	67,668								・支給平均額は平成28年度実績を使用 ・通学費は実績なし ・新入学学用品費は4月認定の児童生徒に限る
栃木県	日光市							○	22,320								○	47,400		○	23,000								○	65,000								
栃木県	小山市							○	22,320								○	47,400											○	56,370								
栃木県	真岡市							○	21,700								○	22,900											○	58,000								
栃木県	大田原市							○	22,320								○	47,400											○	57,590								
栃木県	矢板市				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400							○	79,410	79,410							○	57,590	57,590				
栃木県	那須塩原市				○	22,320	22,320										○	47,400											○	77,000								支給平均額は、29年度予算に計上した単価
栃木県	さくら市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	57,590				
栃木県	那須烏山市							○	22,320								○	23,550											○	70,000								修学旅行費は実費を支給する。
栃木県	下野市				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				
栃木県	益子町							○	22,320								○	47,400											○	66,000								
栃木県	茂木町							○	22,320								○	47,400											○	70,940								
栃木県	市貝町	○	22,320								○	23,550																	○	57,590								
栃木県	芳賀町							○	22,320								○	47,400											○	57,590								
栃木県	壬生町							○	22,320								○	47,400											○	68,040								・平成29年度予算に計上した単価 ・新入学児童生徒については、補正予算対応
栃木県	野木町							○	24,550								○	47,400											○	63,949								・通学用品費は学用品費と併せて支給（学用品費相当額22,320円、通学用品費相当額2,230円。） ・修学旅行費は平成28年度実績額。
栃木県	塩谷町				○	22,320	22,320							○	47,400	23,550																○	57,590	57,590				支給平均額は平成28年度実績。
栃木県	高根沢町				○	22,320	22,320							○	47,400	47,400																○	57,590	57,590				
栃木県	那須町							○	22,320								○	47,400		○	130,670								○	80,000								・通学費については、平成28年度の実績額の平均額を記入。 ・修学旅行費については、平成29年度予算計上単価を記入。
栃木県	那珂川町							○	16,500								○	27,500											○	74,000								
栃木県	上三川町							○	22,320								○	47,400														○	70,000	64,237				平成28年度実績

①都道府	②市町村	Ⅳ その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している（把握している）取組			自由記載欄
		ア．特に取組を行っていない（把握していない）	イ．取組を行っている（把握している）	イに○をした場合，その内容	
該当団体	25	21	4	4	2
栃木県	宇都宮市	○			
栃木県	足利市	○			
栃木県	栃木市	○			・平成25年度当初に就学援助を受けていたか否かにかかわらず、平成26年度までの入学児童及びその弟妹に関しては、平成25年8月以前の基準を踏まえて認定。（平成27年度以降の新入学児童で、兄姉がいない場合には新基準を適用） ・また、市採用のスクールソーシャルワーカーを活用し、必要と思われる世帯に経済的支援のついて情報提供や助言等を行っている。
栃木県	佐野市	○			
栃木県	鹿沼市		○	制服のリサイクル	
栃木県	日光市	○			
栃木県	小山市	○			
栃木県	真岡市	○			
栃木県	大田原市	○			
栃木県	矢板市	○			「Ⅱ　平成２９年度準要保護認定基準」のうち『カ．児童扶養手当の支給』については、全部支給のみを対象としている。
栃木県	那須塩原市	○			
栃木県	さくら市	○			
栃木県	那須烏山市	○			
栃木県	下野市	○			
栃木県	益子町	○			
栃木県	茂木町	○			
栃木県	市貝町	○			
栃木県	芳賀町		○	中学校内で寄附された制服等を管理し、希望者に配布している。	
栃木県	壬生町		○	町社会福祉協議会で希望する生徒への制服のリサイクルを実施	
栃木県	野木町		○	・制服等のリサイクルについて、学年での集会の際に口頭で周知。集まった制服類をバザーで販売。 ・学校で保管し、自身で揃える事が出来なかった生徒に譲る事もある。	
栃木県	塩谷町	○			
栃木県	高根沢町	○			
栃木県	那須町	○			
栃木県	那珂川町	○			
栃木県	上三川町	○			